

自動車保険をご契約いただくお客様へ 重要事項説明書

2018年4月1日以降保険始期契約用
楽天損害保険株式会社

※申込書への署名または記名・捺印は、
この書面の受領印を兼ねています。

この書面では、自動車保険に関する 重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等) についてご説明しています。

- ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいませうお願いします。
- ご契約者と記名被保険者・車両所有者(車両保険をセットしている場合)が異なる場合には、この書面に記載の事項を、記名被保険者・車両所有者の方に必ずご説明ください。
- この書面では、ASAP(個人用自動車保険)およびPAP(総合自動車保険)について記載しています。ASAP(個人用自動車保険)は、記名被保険者が個人の方専用の自動車保険で、対象となる自動車は自家用8車種となります。

※所有・使用する自動車の総付保台数^[注]が10台以上のご契約者(フリート契約者といえます。)の場合等は、ご契約の方法が異なることがあります。詳しくは取扱代理店または弊社にご相談ください。

^[注]他の保険会社(共済を除きます。)でご契約されている自動車を含みます。

→契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

→注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる
事項等、特にご注意ください

- ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。
- ご契約の締結前であっても「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」の冊子をご希望の場合は、取扱代理店または弊社にご請求ください。なお、弊社ホームページのWeb約款でもご確認いただけます。

Web約款は右のコードから
アクセスできます。

※スマートフォン以外の携帯電話を除きます。



※「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。
ただし、Web約款を選択いただいた場合は、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」は送付いたしません。

しおり

このマークがついた項目は、「ご契約のしおり
(普通保険約款および特約)」に記載されています。

この重要事項説明書に記載のない次の項目については、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。

- 団体扱・集団扱について
 - 共同保険契約について
 - お車の入替
- など

保険用語のご説明

しおり

この書面で使用している保険用語のご説明です。なお、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」にも保険用語のご説明が記載されていますのでご確認ください。

き 記名被保険者

保険証券の「記名被保険者」欄に記載されている方をいいます。法人の場合はその法人、個人の場合はご契約のお車を主に使用される方をいいます。なお、「記名被保険者」欄が空欄の場合は、「ご契約者」を記名被保険者とみなします。

こ ご家族

記名被保険者、その配偶者、記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族または記名被保険者もしくはその配偶者の別居の未婚のお子様をいいます。

ご契約者(保険契約者)

ご契約の当事者(保険料を払い込みいただく方)で、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方をいいます。

し 自家用8車種

次の用途車種のお車をいいます。

- (1) 自家用普通乗用車
- (2) 自家用小型乗用車
- (3) 自家用軽四輪乗用車
- (4) 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)
- (5) 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)
- (6) 自家用小型貨物車
- (7) 自家用軽四輪貨物車
- (8) 特種用途自動車(キャンピング車)

始期日

保険期間の開始日をいいます。

と 同居の親族

同一の家屋に居住する6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。なお、ここでいう「同居」とは同一の家屋に居住していることをいい、同一生計であることや扶養関係は問いません。

特約

普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。

は 配偶者

婚姻の届出を行った配偶者に限らず、内縁関係も含みます。

ひ 被保険者

保険の補償を受けられる方をいいます。

ふ 普通保険約款

ご契約内容について、原則的な事項を定めたものです。

ほ 保険金

事故が発生した場合に、弊社がお支払いする補償額をいいます。

保険金額

ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、弊社がお支払いする保険金の限度額(補償限度額)をいいます。

み 未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

よ 用途車種

「用途」とは、自家用・営業用(事業用)のお車の使用形態の区分をいいます。「車種」とは、普通乗用車、小型乗用車、普通貨物車、小型ダンプカー、バス等の自動車の区分をいいます。なお、用途車種の区分は、原則としてナンバープレートの分類番号および塗色に基づいて弊社が定める区分によります。



契約締結前におけるご確認事項



→ 契約概要

しおり

- 普通保険約款・特約一覧表
- 個人用自動車保険(ASAP)の補償内容
- 総合自動車保険(PAP)の補償内容
- ロードアシスタンスおよびご提供している主なサービス

① 商品の仕組み

ASAP(個人用自動車保険)およびPAP(総合自動車保険)の基本となる補償、自動的にセットされる特約(自動セット特約)、セットすることができる特約(任意セット特約)は次のとおりです。なお、特約名称は、略称で記載されているものがあります。特約の正式名称は、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」でご確認ください。

ASAP : ASAPのみ対象

PAP : PAPのみ対象

	基本となる補償	セットできる主な特約
相手への賠償	対人賠償責任保険	
	対物賠償責任保険	対物超過修理費用補償特約
自身・同乗者の補償	人身傷害保険	人身傷害死亡・重度後遺障害時緊急支援費用補償特約 (ASAP) (ASAP自動セット)
		人身傷害保険の車外危険補償特約
		搭乗者傷害特約(死亡・後遺障害)
		搭乗者傷害特約(部位・症状別払)
		搭乗者傷害特約(医療保険金日数払) (PAP) [注1]
		搭乗者傷害医療保険金倍額払特約 [注2]
お車の補償	車両保険	車両全損時臨時費用補償特約 (ASAP自動セット)
		車両新車取得費用補償特約
		車両価額協定保険特約 [注3] (自動セット)
		車両保険の免責金額に関する特約
		車両保険無過失事故に関する特約
		地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約

[注1] 搭乗者傷害特約(死亡・後遺障害)とあわせてセットできます。ただし、搭乗者傷害特約(部位・症状別払)と同時にセットすることはできません。

[注2] 搭乗者傷害特約(部位・症状別払)とあわせてセットすることができます。

[注3] 被保険自動車の用途車種が二輪自動車・原動機付自転車もしくはA種工作車であるものまたは農耕作業用自動車もしくはレンタカー料率を適用する自動車を除き、自動セットとなります。

■上記以外の主な特約

自動セット特約	任意セット特約
無保険車傷害特約	事故・故障時レンタカー費用補償特約
自損事故傷害特約	ファミリーバイク特約 [注6]
他車運転危険補償特約 [注4]	車内積載動産補償特約
ロードアシスタンス特約 [注5]	個人賠償責任補償特約
被害者救済費用等補償特約	自動車事故弁護士費用等補償特約
	ファミリー自転車傷害特約 (ASAP)

[注4] 他車運転危険補償特約(二輪自動車・原動機付自転車)を含みます。

[注5] 一部のフリート契約については任意セットになります。なお、この特約がセットされたご契約は、故障時緊急修理サービス等の無料サービスを受けることができます。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。

[注6] ファミリーバイク特約(自損傷害)およびファミリーバイク特約(人身傷害)をいいます。

② 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

① 基本となる補償

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、保険金をお支払いする主な場合およびお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。

保険金をお支払いできない主な場合(全補償共通)

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害(地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約をセットした場合の車両保険を除きます。)
- ご契約のお車を競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害 など

◎：必ずセットされます ○：オプションでセットできます

基本となる補償	ASAP	PAP	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合		
相手への賠償	対人賠償責任保険	◎	○	ご契約のお車を運転中等の事故により他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について被害者1名につきそれぞれ保険金額を限度に対人賠償保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等により支払われるべき金額を超える部分に限りません。	次のいずれかに該当する方の生命または身体が害されたことによって被保険者が被った損害 ◆記名被保険者 ◆ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子様 ◆被保険者の父母、配偶者もしくはお子様 ◆被保険者の業務に従事中の使用人 など	
	対物賠償責任保険	◎	○	ご契約のお車を運転中等の事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、1事故につき保険金額を限度に対物賠償保険金をお支払いします。	次のいずれかに該当する方の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損されたことによって被保険者が被った損害 ◆記名被保険者 ◆ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子様 ◆被保険者またはその父母、配偶者もしくはお子様 など	
ご自身同乗者の補償	人身傷害保険	◎	○	[注1]	ご契約のお車に搭乗中の方が事故により死傷した場合に、1名につきそれぞれ保険金額を限度に人身傷害保険金をお支払いします。	◆被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害 ◆無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に、その本人に生じた死傷による損害 など
お車の補償	車両保険	○	○	偶然な事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、損害額(修理費等)から免責金額(自己負担額)を差し引いた額について、保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。(全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。)	◆ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 ◆欠陥・摩滅・腐しよく・さび、その他自然消耗、故障損害 ◆取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に生じた損害 ◆無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害 など	

※上記の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち保険金としてお支払いするものがあります。

※被保険者は基本となる補償ごとに定めています。

■車両保険の種類と補償範囲について

車両保険の種類には、主に次の2つのタイプがあります。ご契約の種類により補償の範囲が異なりますので、内容をご確認のうえ、ご契約ください。

○：補償します ×：補償できません

事故例 種類	他人の自動車との接触・衝突	火災・爆発・騒擾・台風・洪水・高潮	窓ガラスの破損・落書き・いたずら	盗難 [注3]	単独事故・自動車以外の他物との事故	あて逃げ
一般車両保険	○	○	○	○	○	○
車対車+A	○ [注2]	○	○	○	×	×

② 免責金額(自己負担額)

対物賠償責任保険および車両保険は、免責金額(自己負担額)を設定することができます。車両保険の免責金額の設定方式には次の2種類があり、いずれかの方式をお選びいただけます。

定額方式

2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額と同額である方式

→ 契約概要

→ 注意喚起情報

しおり

- 個人用自動車保険(ASAP)の補償内容
- 総合自動車保険(PAP)の補償内容

[注1]

人身傷害保険は、対人賠償責任保険とセットでご契約いただけます。

[注2]

相手自動車およびその運転者または所有者が確認された場合に限りません。

[注3]

「車両盗難補償対象外特約」をセットされた場合は、盗難による損害に対しては保険金をお支払いできません。

→ 注意喚起情報

増額方式

2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額より高い金額となる方式

ご契約に定められた免責金額については、申込書の免責金額欄をご確認ください。

3 主な特約の概要

特約には、保険種類やご契約条件に応じて自動的にセットされる自動セット特約と、ご契約時にお申し出があり、弊社が引き受ける場合にセットされる任意セット特約の2種類があります。

自動セット特約	任意セット特約
<ul style="list-style-type: none"> ●自損事故傷害特約 自賠償保険で補償されない自損事故で、運転者、搭乗者またはお車の保有者が死傷された場合に、保険金をお支払いします。 ●無保険車傷害特約 賠償能力が十分ではない無保険車と衝突した場合などで、運転者や搭乗者が死亡または後遺障害を被った場合に、保険金をお支払いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ●搭乗者傷害特約[注4] ご契約のお車に搭乗中の方が事故により死傷した場合に、1名につきそれぞれ定額で保険金をお支払いします。 ●人身傷害保険の車外危険補償特約 ご契約のお車以外の自動車[注5]に搭乗中や車外での自動車事故で死傷した場合であっても、人身傷害保険から保険金をお支払いします。 ●地震・噴火・津波危険[車両損害]補償特約 地震・噴火またはこれらによる津波によりご契約のお車に損害が生じた場合であっても、車両保険から車両保険金をお支払いします。 ●車両新車取得費用補償特約 ご契約のお車が事故(盗難を除きます。)により大きな損傷を被った場合に、新たなお車を取得されるか修理されると、新車価格保険金額を限度に保険金をお支払いします。この特約は保険期間の末日[注6]が、ご契約のお車の初度登録[注7]から61か月以内である場合にセットできます。

4 補償の重複に関するご注意

次の特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の可否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。[注8]

■補償が重複する可能性のある主な特約[注9]

ご契約いただく特約	補償の重複が生じる他の保険契約の例 (2台目以降の自動車保険の補償の場合を含む)
個人賠償責任補償特約	個人賠償責任補償特約
ファミリーバイク特約(自損傷害) またはファミリーバイク特約(人身傷害)	ファミリーバイク特約(自損傷害) またはファミリーバイク特約(人身傷害)
自動車事故弁護士費用等補償特約	自動車事故弁護士費用等補償特約
人身傷害保険の車外危険補償特約	人身傷害保険の車外危険補償特約

5 保険金額の設定

保険金額は、補償の種類ごとに決めるものと、あらかじめ決まっているものがあります。お客様が実際にご契約する保険金額については、申込書の保険金額欄等をご確認ください。

6 補償される運転者の範囲

補償される運転者の範囲(運転者の限定、運転者年令条件)は次のとおりです。

運転者限定特約

運転者本人・配偶者限定特約または運転者家族限定特約をセットし、運転する方を限定した場合は、限定した方がお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

運転者年令条件

運転者年令条件(年令を問わず補償、21才以上補償、26才以上補償、35才以上補償[注10])を設定した場合は、運転者年令条件を満たす方がお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

○：補償します ×：補償できません

運転者限定特約	運転者の範囲			
	① 記名被保険者 および配偶者	② ①の同居の親族	③ ①の別居の 未婚のお子様	④ ①～③以外の方
本人・配偶者限定	○	×	×	×
家族限定	○	○	○	×
運転者限定なし	○	○	○	○
運転者年令条件	運転者年令条件の適用対象		運転者年令条件の適用対象外[注11]	

→契約概要

[注4]

搭乗者傷害特約(死亡・後遺傷害)、搭乗者傷害特約(部位・症状別払)および搭乗者傷害特約(医療保険金日数払)をいいます。

[注5]

ご契約のお車以外の自動車には、次の自動車を含みません。

- ①記名被保険者およびご家族が所有または常時使用する自動車
- ②ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車以外の場合は、二輪自動車および原動機付自転車
- ③ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合は、二輪自動車および原動機付自転車以外の自動車

[注6]

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度の末日とします。

[注7]

ご契約のお車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査とします。

→注意喚起情報

[注8]

1契約のみに特約をセットした場合、廃車等によりご契約を解約したときや、ご家族の状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

[注9]

他車運転危険補償特約は、補償が重複する場合がありますが、除外して契約することはできません。

→契約概要

→契約概要

→注意喚起情報

[注10]

ASAPのみ選択することができます。

[注11]

③または④の方であっても、①または②の方の業務に従事する使用者である場合は、運転者年令条件の適用対象となります。また、記名被保険者が法人の場合は、運転者年令条件を、運転する最も若い方の年令にあわせて設定する必要があります。

7 保険期間および補償の開始・終了時期

- 保険期間：1年間(1年超の長期契約や1年未満の短期契約も可能)
- 補償の開始：始期日の午後4時(これと異なる時刻が申込書に記載されている場合は、その時刻)
- 補償の終了：満期日の午後4時

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

1 保険料の決定の仕組み

保険料は補償内容、ご契約のお車の用途車種、使用目的等のほか、次のような要素から決定されます。お客様が実際にご契約する保険料については、申込書の保険料欄をご確認ください。

等級別料率制度

- 所有・使用する自動車の総付保台数が9台以下のご契約者(ノンフリート契約者といいます。)に適用される制度で、1~20等級の区分、事故有係数適用期間によって保険料が割引・割増されます。この制度では、保険金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定されます。
- 初めてご契約する場合は6等級(A)~(D)、(G)になります。

複数所有新規

次の条件をすべて満たす場合は、7等級(A)~(D)、(G)となり、運転者年齢条件に応じた割増率が適用されます。

1. 既に自動車保険(他の保険会社または共済とのご契約を含みます。)を契約し、2台目以降のお車について初めてのご契約であること。
2. 次の表中の条件を満たしていること。

既に契約している自動車保険 (1台目のご契約)	初めて契約する自動車保険 (2台目以降のご契約)	
等級 11等級以上であること。	記名被保険者 次のいずれかに該当し、かつ、個人であること。 ① 1台目のご契約の記名被保険者 ② ①の配偶者 ③ [①または②]の同居の親族	ご契約のお車の所有者 次のいずれかに該当し、かつ、個人であること。 ① 1台目のご契約のお車の所有者 ② 1台目のご契約の記名被保険者 ③ ②の配偶者 ④ [②または③]の同居の親族
用途車種	1台目のご契約のお車および2台目以降のご契約のお車の用途車種がいずれも自家用8車種であること。	

記名被保険者年齢別料率

次の条件をすべて満たす場合は、始期日の記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別料率区分の保険料が適用されます。

1. 記名被保険者が個人であること。
2. 運転者年齢条件を「26才以上補償」または「35才以上補償【注1】」で契約していること。

型式別料率クラス制度

自家用(普通・小型)乗用車の保険料は、自動車の型式ごとの事故発生状況等を反映した料率クラスを適用する仕組みとなっています。料率クラスは、補償の種類(対人賠償、対物賠償、人身傷害・搭乗者傷害、車両)ごとに、1~9クラスの9段階【注2】で細分化され、過去の事故の実績により損害保険料率算出機構が決定し、毎年1月1日に料率クラスの見直しを行います。

保険料の割引制度

次のような割引制度があります。

自動ブレーキ割引【注3】	ノンフリート多数割引
新車割引	ゴールド免許割引【注4】

2 保険料の払込方法

ご契約の保険料は、現金による払込みのほか、次の方法で払い込むことができます。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法・集金方法があります。

集金方法	払込方法		一時払
	月払	年払	
口座振替	○【注5】	○	○
クレジットカード	○【注5】	○	○

○：選択できます ×：選択できません

※左記のほか、ご契約者の勤務または所属する団体などを通じて集金する団体扱や集団扱もありますが、ご加入には一定の条件があります。

■ご契約時に保険料を払い込む方法の場合

保険期間が開始した後でも、始期日から取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。

3 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料払込方法が口座振替またはクレジットカードの場合は、保険料払込期日までに保険料を払い込みください。保険料払込期日の翌月末日(口座振替の場合で、故意および重過失がないときは翌々月末日)までに保険料の払込みがない場合、保険料払込期日の翌日以降に発生した事故(初回保険料の場合は、始期日以降に発生した事故)に対しては保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。【注6】

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

→契約概要

→注意喚起情報

→契約概要

しおり

- 保険料の決定の仕組み
- 保険料のお支払いについて

【注1】

ASAPのみ選択することができます。

【注2】

数値が大きいほど保険料が高くなります。

【注3】

自動ブレーキ装置が装着されている自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、かつ、型式発売年月が所定の期間内にある場合に適用されます。

【注4】

ASAPのみ対象となります。

→契約概要

→注意喚起情報

【注5】

月払の保険料は、一時払や年払に比べ、5%の割増が適用されます。なお、一定の条件を満たす場合、割増のない月払を適用することができます。

→注意喚起情報

【注6】

団体扱または集団扱等、払込方法によっては取扱いが異なる場合があります。

→契約概要



契約締結時におけるご注意事項



1 告知義務(申込書の記載上の注意事項)

ご契約者、記名被保険者および車両保険の被保険者には「告知義務」があり、取扱代理店には「告知受領権」があります。告知義務とは、ご契約時に「告知事項」について、事実を正確にお知らせいただく義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、申込書に記載された内容のうち、★または☆が付された項目のことです。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。申込書の記載内容を必ずご確認ください。

■主な告知事項

記名被保険者・ 記名被保険者の 生年月日	記名被保険者は、対人・対物賠償責任保険や人身傷害保険の被保険者の範囲等を決めるための重要な事項です。ご契約のお車を主に使用される方【注1】1名を選んで、申込書にご記入ください。【注2】 また、記名被保険者の生年月日をご記入ください。始期日時点の記名被保険者の年齢によって保険料が異なる場合があります。								
記名被保険者の 運転免許証の色	始期日において有効な、記名被保険者の運転免許証の色(ゴールド、ブルーまたはグリーン等)をご確認いただき、申込書にご記入ください。ASAPでは、ゴールド免許の場合、保険料が割引になります。								
お車の使用目的・ お車の主な使用地	ご契約のお車の使用実態に従って、「業務使用」「通勤・通学使用」「日常・レジャー使用」の3つの区分のうち該当する使用目的を申込書にご記入ください。ASAPでは、使用目的によって保険料が異なります。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務使用</td> <td>ご契約のお車を年間を通じて【注3】月15日以上業務(仕事)に使用する場合</td> </tr> <tr> <td>通勤・通学使用</td> <td>「業務使用」に該当せず、運転する方がご契約のお車を年間を通じて【注3】月15日以上、自らの通勤・通学【注4】に使用する場合</td> </tr> <tr> <td>日常・レジャー使用</td> <td>「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	基準	業務使用	ご契約のお車を年間を通じて【注3】月15日以上業務(仕事)に使用する場合	通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、運転する方がご契約のお車を年間を通じて【注3】月15日以上、自らの通勤・通学【注4】に使用する場合	日常・レジャー使用	「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合
	使用目的	基準							
	業務使用	ご契約のお車を年間を通じて【注3】月15日以上業務(仕事)に使用する場合							
通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、運転する方がご契約のお車を年間を通じて【注3】月15日以上、自らの通勤・通学【注4】に使用する場合								
日常・レジャー使用	「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合								
ご契約のお車の主な使用地【注5】が沖縄県の場合、保険料が異なります。									
自動ブレーキ装置	ご契約のお車の用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合は、自動ブレーキ装置の有無を申込書にご記入ください。自動ブレーキ装置が装着され、所定の条件を満たす場合、保険料が割引になります。								
前契約の有無、 前契約の 事故の有無・件数	始期日から過去13か月以内に自動車保険契約【注6】が締結されていた場合やその保険期間中に事故があった場合はご記入ください。								

2 クーリングオフ(クーリングオフ説明書)

●保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。クーリングオフは、書面でお申し出ください。お申し出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内(消印有効)です。この期間内に、弊社「お客様相談センター」宛に必ず郵便にてご通知ください。なお、次のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- ◆ 保険期間が1年以下のご契約
- ◆ 質権設定されたご契約
- ◆ 法人または社団・財団等が締結したご契約
- ◆ 第三者の担保に供されているご契約
- ◆ 営業または事業のためのご契約
- ◆ 通信販売により申し込まれたご契約

●クーリングオフの場合には、既に払い込みいただいた保険料はお返しいたします。また、弊社および取扱代理店・仲立人は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込みいただくことがあります。

→注意喚起情報

しおり

- 申込書のご確認について
- 契約申込みの撤回等(クーリングオフ)について

【注1】

「主に使用される方」とは、ご契約のお車を事実上自分の所有物とし、自由に支配・使用している方をいいます。

【注2】

主に法人で使用されるお車の場合は、使用される法人を記名被保険者としてください。

【注3】

「年間を通じて」とは、始期日時点(保険期間の途中で使用目的が変更になった場合はその時点)以降1年間をいいます。

【注4】

「通勤・通学」には、最寄駅等への送迎を含みません。

【注5】

ナンバープレートではなく、実態上の使用地をいいます。

【注6】

他の保険会社または弊社の保険契約と等級継承可能な共済契約を含みます。

→注意喚起情報

〈クーリングオフ書面記載例〉宛先

136-0071	東京 都江東区 亀戸一丁目 五番七号
楽天損害保険株式会社 お客様相談センター 行	

書面

下記の保険契約をクーリングオフします。

申込人住所: ○○○○○○○○
 申込人氏名: ○ ○ ○ ○ ⊕
 電話番号: ○○-○○-○○○
 契約申込日: 平成○年○月○日
 保険種類: ○○○○保険
 証券番号: ○○○○○○○○○○
 (または領収証番号: ○○○○○○○○○○)
 取扱代理店・仲立人名: ○○○○



契約締結後におけるご注意事項



① 通知義務

ご契約後、申込書に記載された☆印の項目(告知事項)のうち、次の事実が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

■主な通知事項

- 記名被保険者の個人・法人区分の変更
- ご契約のお車の登録番号(ナンバープレート)、用途車種の変更
- ご契約のお車の使用目的の変更(ASAPのみ)
- ご契約のお車の、レンタカー⇄レンタカー以外、または教習車⇄教習車以外の変更
- ご契約のお車の主な使用地の変更(沖縄⇄沖縄以外の変更)

また、ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更が必要となります。ただちに取扱代理店または弊社にご通知ください。

- ◆ ご契約者または記名被保険者が変更となる場合
- ◆ 保険証券記載の住所が変更となる場合
- ◆ 改造や付属品の装着などによりご契約のお車の時価が著しく増加する場合
- ◆ 保険金額の変更や特約の追加・削除等契約条件を変更する場合
- ◆ 運転者の範囲(運転者の限定、運転者年齢条件)を変更する場合
- ◆ ご契約のお車の入替の場合
- ◆ ご契約のお車の譲渡の場合
- ◆ 所有・使用する自動車の総付保台数が10台以上となった場合
- ◆ 上記のほか、ご契約内容に変更がある場合

② 解約返れい金

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社にすみやかに申し出てください。

- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返れい金として返還します。なお、ご契約のお車を廃車した場合であっても、解約日は廃車日ではなく、解約のお申し出日以降となります。
- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。解約返れい金は、保険料の払込方法や解約事由により異なります。
- 始期日から解約日まで期間に応じて払い込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。
- 分割払の場合、解約手続きのタイミングにより、解約日以降の保険料が引き落とされる場合があります。解約時点で未収保険料がない場合、引き落とされた保険料は返還します。

③ ご契約の中断制度

継続してご契約しない場合または解約した場合、そのご契約の等級および事故有係数適用期間は、次契約に継承されません。次のような場合で、所定の条件を満たすときは、中断日(ご契約の満期日または解約日)の翌日から13か月以内に中断証明書の発行をお申し出いただくことにより、等級および事故有係数適用期間を継承することができます。

- ◆ 廃車・譲渡・リース業者への返還などで保険期間の途中でご契約のお車を手放した場合
- ◆ 盗難等によりご契約のお車が滅失した場合
- ◆ 一時抹消登録によりご契約のお車を使用しなくなった場合
- ◆ ご契約のお車が車検切れとなった場合
- ◆ 記名被保険者の海外渡航などによりご契約を一時的に中断した場合

など

→ 注意喚起情報

しおり

- 通知義務と通知事項等

→ 契約概要

→ 注意喚起情報

しおり

- 保険契約の解約と解約返れい金

→ 注意喚起情報

しおり

- ご契約を中断した場合の等級



その他ご留意いただきたいこと

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付およびご契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約は、弊社と直接ご契約されたものとなります。

② 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しています。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象なので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

③ 個人情報の取扱い

お客様の個人情報に関しましては、お預かりした個人情報を適切に取扱うとともに、その安全管理に努めます。詳しくは、「個人情報のお取扱いについて」をご参照ください。

なお、「個人情報のお取扱いについて」は、弊社ホームページ(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>)からもご覧いただけます。

④ 重大事由による解除

この保険契約では、次のいずれかに該当する事由等がある場合には、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。

- ◆ ご契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- ◆ ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ◆ 被保険者または保険金受取人が、保険金の請求について詐欺を行った場合

⑤ ご契約のお引受け

前契約の事故件数、ご契約の等級、その他事故の発生状況等により、ご契約のお引受けまたはご継続をお断りすることや、ご希望の条件と異なるご契約条件でのお引受けをさせていただくことがあります。

⑥ 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

⑦ 保険金の請求について

- 保険金請求権は、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 事故により保険金を受領された後、その保険金を全額弊社に返還されたとしても、その事故は保険事故として取り扱いますのでご注意ください。[注]

→注意喚起情報

→注意喚起情報

しおり

- 保険会社破綻時等の取扱い

→注意喚起情報

→注意喚起情報

しおり

- 保険契約の重大事由による解除

しおり

- 必要書類をご提出ください。

[注]

自動車メーカー等によるリコールが原因の場合を除きます。

弊社への保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は
お客様相談センター



0120-115-603

- 受付時間:平日午前9時~午後5時(年末年始は除きます。)
- 携帯電話・PHSからもご利用になれます。

事故の受付は
「楽天損保あんしんダイヤル」または「取扱代理店」へ
楽天損保あんしんダイヤル



0120-120-555

- 受付時間:24時間・365日
- 携帯電話・PHSからもご利用になれます。

弊社との間で問題を解決できない場合には →注意喚起情報
(指定紛争解決機関)

一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。



0570-022808 (有料)

- [全国共通] ○受付時間:平日午前9時15分~午後5時
(土日・祝日および12/30~1/4は除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<http://www.sonpo.or.jp/>

ノンフリート契約の ご契約内容の ご確認について

お申し込みいただくご契約の内容について、お客様のご意向・ご希望に沿う内容であること、保険料の算出に必要な情報が適切であることをご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。なお、このご確認はノンフリートのご契約のみ対象となりますので、ご注意ください。

● ご確認欄 1 からご確認欄 5 までの項目についてご確認いただきましたら「はい」または「いいえ」にチェック をお願いいたします。なお、「いいえ」にチェック された場合はご契約内容の変更が必要となりますので、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

● いずれの項目も、保険料算出や万一事故があった際の保険金のお支払いにかかわる重要な事項ですので、この「ノンフリート契約のご契約内容のご確認について」、「重要事項説明書」等をご参照のうえ、申込書の各項目のご確認をお願いいたします。

ご確認欄 1

申込人(保険契約者)や記名被保険者等の内容は正しく記載されていますか?
被保険自動車の情報は正しく記載されていますか?

① 申込人(保険契約者)について

「申込人(保険契約者)」欄の住所、氏名(法人の場合は法人名をいいます。以下、同様とします。)が正しく記載されているかご確認ください。

② 記名被保険者について

「記名被保険者」欄が次のとおり正しく記載されているかご確認ください。なお、記名被保険者については、「重要事項説明書 契約締結時におけるご注意事項 ①」でご確認ください。

① 記名被保険者が申込人(保険契約者)と同一の場合

保険契約者と「同じ」にチェック されている。「氏名」および「住所」は記載不要です。

② 記名被保険者が申込人(保険契約者)と異なる場合

保険契約者と「異なる」にチェック されているとともに、「氏名」および「住所(保険契約者と異なるときのみ)」も記載されている。

③ 生年月日、年令について

記名被保険者が個人の場合、「生年月日」欄、「年令」欄(保険始期日時点)が正しく記載されているかご確認ください。

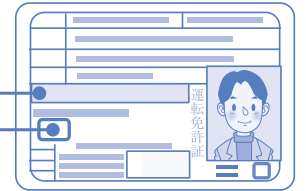
④ 免許証の色について

保険種類がASAPの場合、「免許証の種類(色)」欄に記名被保険者の免許証の色(保険始期日時点)が正しく記載されているかご確認ください。免許証の色については、「重要事項説明書 契約締結時におけるご注意事項 ①」でご確認ください。

【免許証の色のご確認について】

1. 記名被保険者の「運転免許証」をご用意ください。
2. 免許証の右図の部分で「免許証の色」、「免許有効期限」をご確認ください。

- 帯の色
- 有効期限
- 「優良」の表示(ゴールド免許の場合)



(注) 保険始期日時点の免許証の色をご確認ください。ただし、次の要件をいずれも満たす場合は、「ゴールド免許」とすることができます。

- ① 保険始期日が免許証の更新手続きが可能な期間内(免許更新年における誕生日の前後1か月以内)にあること。
- ② 更新前または更新後の免許証のいずれかの色が「ゴールド」であること。なお、更新前後の免許証の色については、「運転免許証更新連絡書(ハガキ)」、「更新前の免許証のコピー」によって確認します。

⑤ 被保険自動車について

「被保険自動車」欄の「車名」、「型式」、「登録番号」、「車台番号」がご契約のお車と一致しているかご確認ください。

⑥ 用途車種について

「用途車種」欄がご契約のお車と一致しているかご確認ください。なお、ご契約のお車の用途車種は自動車検査証等でご確認いただけます。

⑦ 装備・装置等による割引について

ご契約のお車の用途車種および装備・装置等により保険料の割引を適用できる可能性がありますので、適切な割引が適用されているかご確認ください。装備・装置等による割引の適用条件は次のとおりです。

割引種類	割引適用条件
自動ブレーキ割引 (割引率9%)	次の条件をすべて満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> 用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車であること。 料率クラスのある自家用普通・小型乗用車は、保険始期日が属する年の3年前の4月以降に発売になった型式の自動車であること。 自動ブレーキ装置を装着している車両であること。

8 使用目的について

① 保険種類がASAPの場合は、「使用目的」により保険料が異なります。「使用目的」は「業務使用」、「通勤・通学使用」、「日常・レジャー使用」の3区分となります。「使用目的」の選択基準は次のとおりです。

使用目的	基準
①業務使用	年間を通じて月平均15日以上業務(仕事)に使用する場合
②通勤・通学使用	「①業務使用」に該当せず、年間を通じて月平均15日以上通勤・通学(最寄駅等への送迎を含みません。)に使用する場合
③日常・レジャー使用	「①業務使用」および「②通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合

②「使用目的」欄の「業務使用」、「通勤・通学使用」、「日常・レジャー使用」のいずれか1つに正しくチェック☑されているかご確認ください。

9 車両所有者について

「車両所有者」欄に記載された方が車両保険の被保険者となります。「車両所有者」欄が次のとおり正しく記載されているかご確認ください。

① 車両所有者が申込人(保険契約者)と同一の場合
 保険契約者と「同じ」にチェック☑されている。「氏名」は記載不要です。

② 車両所有者が申込人(保険契約者)と異なる場合
 保険契約者と「異なる」にチェック☑されているとともに、「氏名」欄に車両所有者の氏名が記載されている。また、ご契約のお車がローン(所有権留保条項付売買契約)またはリース(1年以上を期間とする賃貸借契約)をご利用のお車の場合は、「氏名」欄の右隣の欄に買主または借主の氏名も記載されている。

ご確認欄 2 割増・割引、特約、その他料率、長期契約車両保険金額は、以下の内容でよろしいですか？
 前契約、他の現存契約、追加告知事項は正しく記載されていますか？

① 運転者の年齢条件について

設定された運転者年齢条件がお客様のご希望を満たしているかご確認ください。なお、運転者年齢条件を満たさない方の運転中の事故は保険金をお支払いできません。運転者年齢条件については、「重要事項説明書 契約締結前におけるご確認事項 ②-6」でご確認ください。

② 運転者の範囲について

「運転者本人・配偶者限定特約」または「運転者家族限定特約」がセットされた場合は、運転者の範囲がお客様のご希望を満たしているかご確認ください。運転者の範囲については、「重要事項説明書 契約締結前におけるご確認事項 ②-6」でご確認ください。

3 割増・割引、特約、その他料率、長期契約車両保険金額について

割増・割引、特約、その他料率、長期契約車両保険金額が正しく記載されているかご確認ください。

4 前契約、他の現存契約、追加告知事項について

前契約、他の現存契約、追加告知事項が正しく記載されているかご確認ください。

ご確認欄 3 保険期間、保険料の払込方法は、以下の内容でよろしいですか？
 団体扱・集団扱の場合、申込人(保険契約者)、記名被保険者・車両所有者はご契約いただける条件を満たしていますか？

① 保険期間(ご契約期間)について

「保険期間(ご契約期間)」欄がお客様のご希望どおり正しく記載されているかご確認ください。なお、他社(共済)契約を保険期間の途中で解約されて弊社の自動車保険をご契約される場合は、前契約の解約日が新契約の保険始期日と一致していることをご確認ください。一致していない場合は等級を継承できないことがあります。

② 保険料の払込方法について

「保険料の払込方法」欄がお客様のご希望どおり正しく記載されているかご確認ください。

③ 団体扱・集団扱について

団体扱・集団扱でご契約いただけるのは、ご契約者、記名被保険者およびご契約のお車の所有者が次の条件に該当する場合に限られますのでご注意ください。

	団体扱	集団扱
ご契約者	(1)団体に勤務し毎月給与の支払を受けている方 (2)退職者も対象となる場合は、団体を退職された方	(1)集団 (2)集団の役員および従業員の方 (3)集団の構成員 (4)集団の構成員の役員および従業員の方
記名被保険者	(1)ご契約者 (2)ご契約者の配偶者 (3)ご契約者またはその配偶者の同居の親族	
ご契約のお車の所有者	(4)ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族(扶養されていない方は対象外)	

4 補償内容は、以下の内容でよろしいですか？

補償内容や保険金額がお客様のご希望を満たしているかご確認ください。補償内容については、「重要事項説明書 契約締結前におけるご確認事項 ②-1」および「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」でご確認ください。

5 重要事項説明書についてご確認いただけましたか？

重要事項説明書をご確認ください。重要事項説明書には、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項、およびご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。なお、重要事項説明書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

申込書表面に*が付されている項目について

1. 「事故件数」について

搭乗者傷害特約(部位・症状別払)、搭乗者傷害特約(死亡・後遺障害)、搭乗者傷害特約(医療保険金日数払)、無保険車傷害特約、人身傷害保険、人身傷害の車外危険補償特約、人身傷害に関する死亡・重度後遺障害時の緊急支援費用補償特約、個人賠償責任補償特約、自動車事故弁護士費用等補償特約、車内積載動産補償特約、ファミリーバイク特約(自損傷害)、ファミリーバイク特約(人身傷害)、ファミリー自転車傷害特約、被害者救済費用等補償特約、事故・故障時レンタカー費用補償特約およびロードアシスタンス特約における事故、車両保険無過失事故特約により無事故として取り扱う事故ならびに対人臨時費用のみ請求の事故は、事故件数にカウントしません。(ノーカウント事故といえます。)

2. 「1等級ダウン事故」について

(保険始期が平成24年10月1日以降の契約の場合)

保険始期が平成24年10月1日以降の契約で、車両保険、事故時レンタカー費用補償特約、車両全損時臨時費用補償特約、車両新車取得費用補償特約のみの事故、これらの組み合わせのみの事故、またはこれらと上記1.のノーカウント事故との組み合わせのみの事故で、火災・爆発(注1)、盗難、騒擾または労働争議に伴う暴力行為・破壊行為、台風・竜巻・洪水・高潮・落書・窓ガラス破損(注1)、いたづら(注2)、飛来中・落下中の他物との衝突に起因する事故、その他偶然な事故(注1)をいいます。

(注1) 他物(飛来中・落下中の物を除きます。)との衝突・接触またはご契約のお車の転覆・墜落によるものを除きます。

(注2) ご契約のお車の運行によるもの、他のお車との衝突・接触によるものを除きます。

3. 「等級すえおき事故」について

(保険始期が平成24年9月30日以前の契約の場合)

保険始期が平成24年9月30日以前の契約で、上記2.の「1等級ダウン事故」と同内容の事故をいいます。

4. 「車両」欄について

- ①車両保険金額は、お車の時価額をご確認のうえ、お決めください。(長期契約の場合、1年目の保険金額をご記入ください。)
- ②「車両地震」とは、「地震・噴火・津波危険[車両損害]補償特約」をいいます。
- ③「車対車免責ゼロ」とは、「車両保険の免責金額に関する特約」をいいます。
- ④「車両無過失事故」とは、「車両保険の無過失事故に関する特約」をいいます。
- ⑤「新車取得費用」とは、「車両新車取得費用補償特約」をいいます。

5. 「賠償」欄について

- ①「対人賠償保険」がセットされている場合は、「自損事故傷害特約」(BAPでは「自損事故傷害保険」といいます。)が自動セットされます。この特約の保険金額は死亡1,500万円、後遺障害2,000万円、入院日額6,000円、通院日額4,000円となります。ただし、「人身傷害保険」がセットされている場合は、人身傷害で補償されます。
- ②「対人賠償保険」がセットされている場合は、「無保険車傷害特約」が自動セットされます。(ただし、BAPでは自動セットされません。)この特約の保険金額は対人賠償保険と同額(ただし、対人賠償保険金額が無制限の場合は2億円)となります。なお、「人身傷害保険」があわせてセットされている場合は、「人身傷害保険」の補償が優先されます。(重複して補償はされません。)

6. 「傷害」欄について

- ①人身傷害保険金額は、被保険者の年令・収入などを目安に、実際に生ずる可能性のある損害額を考慮のうえ、お決めください。
- ②ASAPでは「人身傷害に関する死亡・重度後遺障害時の緊急支援費用補償特約」が自動セットされます。この特約の保険金額は100万円となります。
- ③「部位払」を選択された場合は、「搭乗者傷害特約(部位・症状別払)」がセットされます。また、「部位倍額払」を選択された場合は、「搭乗者傷害特約(部位・症状別払)」とあわせて「搭乗者傷害の医療保険金倍額払に関する特約」がセットされます。
- ④「日数払」を選択された場合は、「搭乗者傷害特約(医療保険金日数払)」がセットされます。
- ⑤搭乗者傷害保険金額を設定されている場合は、「搭乗者傷害特約(死亡・後遺障害)」がセットされます。

7. 「その他」欄について

- ①「事故・故障時レンタカー費用」とは、「事故・故障時レンタカー費用補償特約」をいいます。
- ②被保険自動車(二輪自動車・原動機付自転車)の場合は、「車両盗難補償対象外特約」が自動セットされます。この特約により、車両の盗難に対しては保険金をお支払いできません。
- ③「ロードアシスタンス」とは、「車両緊急時搬送・引取費用補償特約」をいいます。この特約はASAP・PAPに自動セットされ(注1)、保険金額は1事案につき20万円となります。
- ④「個人賠償」とは、「個人賠償責任補償特約」をいいます。この特約は記名被保険者が個人であるノンフリート契約のASAP・PAP(注2)にセットでき、保険金額は、国内補償は無制限、国外補償は1億円となります。国内で発生した事故については、弊社が行う示談交渉サービスをご利用いただけます。
- ⑤「積載動産」とは、「車内積載動産補償特約」をいいます。この特約はご契約のお車が自家用8車種(注3)である契約のASAP・PAP(注2)にセットでき、保険金額は1事故につき30万円(免責金額(自己負担額)5,000円)となります。
- ⑥「自動車事故弁護士」とは、「自動車事故弁護士費用等補償特約」をいいます。この特約はASAP・PAP(注2)にセットでき、保険金額は弁護士依頼費用300万円、法律相談費用10万円となります。
- ⑦「ファミリー自転車傷害」とは、「ファミリー自転車傷害特約」をいいます。この特約はASAPにセットでき、保険金額は1名につき死亡・後遺障害300万円、入院日額3,000円、入院一時金10万円(入院10日以上の場合に限ります。)となります。
- ⑧「ファミリーバイク(自損傷害)」とは、「ファミリーバイク特約(自損傷害)」をいいます。この特約はご契約のお車が自家用8車種(注3)であり、記名被保険者が個人であるノンフリート契約のASAP・PAP(注2)にセットできます。保険金額は主契約の対人賠償・対物賠償・自損事故傷害と同額となり、対物賠償の免責金額(自己負担額)も主契約と同額(ただし、主契約の免責金額(自己負担額)が5万円超の場合は5万円)となります。
- ⑨「ファミリーバイク(人身傷害)」とは、「ファミリーバイク特約(人身傷害)」をいいます。この特約はご契約のお車が自家用8車種(注3)であり、記名被保険者が個人であるノンフリート契約のASAP・PAP(注2)にセットできます。保険金額は主契約の対人賠償・対物賠償・人身傷害と同額となり、対物賠償の免責金額(自己負担額)も主契約と同額(ただし、主契約の免責金額(自己負担額)が5万円超の場合は5万円)となります。

(注1) 一部のフリート契約にはセットしないことができます。

(注2) 対人賠償保険および対物賠償保険がセットされている契約に限ります。

(注3) 自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用[普通(最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下)・小型・軽四輪]貨物車、特種用途自動車(キャンピング車)をいいます。

個人情報のお取り扱いについて

1. この保険契約に関するお客様の情報を、適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供のほか、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用いたします。

- (1) 弊社の商品の販売・サービスの提供、保険契約の管理
- (2) 弊社の提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内

2. 弊社は、「個人情報の保護に関する法律」その他法令等で認められた範囲内で、この保険契約に関するお客様の情報を第三者に提供することがあります。

3. 次の(1)から(4)までの取扱いに限定して、弊社はこの保険契約に関するお客様の情報を第三者および業務委託先に提供することがありますので、ご同意のうえお申し込みください。なお、ご同意いただけない場合は、この保険契約をお引き受けすることはできません。

- (1) 前記1.において、弊社の提携先企業への提供
- (2) 再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、再保険会社への提供

(3) 保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、次に掲げるとおり損害保険会社等の間での確認・共用

- ① この保険契約に関する事項について一般社団法人日本損害保険協会および損害保険料率算出機構に登録し、損害保険会社等の間で共用いたします。
- ② 事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社等の間で確認いたします。
※詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

(4) 利用目的の達成に必要な範囲内において、弊社代理店を含む業務委託先への提供

4. 弊社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス等につきましては、弊社ホームページ

(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

楽天損害保険株式会社

申込書に記入された住所・氏名等の証券表示等については、機械処理上、表示できない一部の漢字について表示可能な漢字への変換やカナ表示となります。
【例】 吉 → 吉 高 → 高 崎 → 崎 福 → 福 瀬 → 瀬 續 → 続

用途車種コード			
申込書の「その他の用途車種」欄に記入してください			
自家用貨物車	軽四輪	33	
	小型	49	
	普通	0.5トン以下	40
		0.5トン超	41
		2トン超	42
7トン以上		43	
営業用貨物車	軽四輪	34	
	小型	59	
	普通	2トン以下	51
		7トン以上	53
営業用乗用車	六大都市	ハイヤー 21 タクシー 22	
	六大都市以外ハイヤー・タクシー	23	
	個人タクシー	24	
バス	自家用	普通(30名以上)	61
		小型(11名~29名)	62
	営業用	路線	63
		その他	64
ダンプ	普通	2トン以下 80 2トン超 81	
	小型	82	
砂利運送普通車		83	
特種用途自動車		91	
工作車	A種工作車	クレーン・ショベル	92
		その他	93
	B種工作車	94	
農耕作業車		77	
販売車		01	
自動車整備業者等包括契約		02	

保険会社コード	
申込書の「前契約」欄に記入してください	
共栄	02
三井住友	04
あいおいニッセイ同和	08
東海日動	09
セコム	11
日新	14
(旧)日本興亜	15
AIG損保((旧)富士)	16
損保ジャパン日本興亜	17
大同	22
セゾン	23
ジェイアイ	24
アリアンツ	25
ソニー	27
三井ダイレクト	28
ロイズ	44
(旧)AIU	45
アメリカンホーム	47
全共連(JA共済)	51
明治安田	57
そんぽ24	58
チャブ	66
チューリッヒ	67
ゼネラル	68
ニューインディア	77
アクサ	82
全労済	87
全自共	88
教職員共済	K4
日火連(中小企業共済)	WG
SBI	3G
イーデザイン	3J

その他料率コード		
申込書の「その他料率」欄に記入してください		
受託車	整備受託自動車保険料率(整備従事者数方式)	10
	整備受託自動車保険料率(整備受託台数方式)	11
	サービス・ステーション受託自動車保険料率	12
	駐車場受託自動車保険料率	13
	オートオークション受託自動車保険料率	14
	電装業者等受託自動車保険料率	15
	管理請負自家用自動車保険特約	70
販売車	管理請負自家用自動車に関する被保険者追加特約	71
	運転代行受託自動車保険特約	93
	販売用・陸送自動車等自動車保険特約	16
	販売用自動車保険特約(車両なしを含む。)	17
賠償	販売用自動車特定危険限定補償特約	18
	展示自動車等の火災・盗難危険限定補償料率	19
	自賠責保険等適用除外車に関する「対人賠償損害」補償料率	20
	対物賠償保険火災・爆発・漏えい危険のみ高額補償料率	23
車両	火災・爆発・漏えい危険のみ補償料率	25
	危険物積載自動車補償特約	83
	地震・噴火・津波危険「車両損害」補償料率	28
	詐欺・横領危険「車両損害」補償料率	30
	船舶内荷役作業使用自動車に関する「車両損害」補償料率	31
	A種工作車ブーム補償対象外特約	32
	国外使用自動車補償料率	35
その他車両区分	特定試験使用自動車保険料率(台数方式)	40
	特定試験使用自動車保険料率(仮登録番号標方式)	41
	競技・曲技等使用自動車補償特約(レース使用自動車)	45
	競技・曲技等使用自動車補償特約(ラリー出場自動車)	46
	競技・曲技等使用自動車補償特約(テスト使用自動車)	47
	車いす移動車料率	81
	構内専用電気自動車料率	82
その他	リースカー包括契約(オープンポリシー方式)	39
	フリート成績期間延長特約(2年)	85
	フリート成績期間延長特約(3年)	86